

# 茨城県用地測量等共通仕様書

検 第 7 8 9 - 0 号  
平成 18 年 3 月 20 日改定  
平成 18 年 4 月 1 日適用  
( 土 木 部 長 決 裁 )

# 茨城県用地測量等共通仕様書

## 目 次

第1章 総 則 (第1条～第11条) .....	3
第2章 用地測量等の基本事項 .....	6
第1節 業務従事者の資格 (第12条) .....	6
第2節 準 備 (第13条～第16条) .....	6
第3節 数量等の処理 (第17条) .....	7
第4節 精度管理 (第18条～第20条) .....	7
第3章 権利調査 .....	8
第1節 調 査 (第21条～第25条) .....	8
第2節 用地整理台帳等の作成 (第26条～第27条) .....	10
第4章 用地測量 .....	11
第1節 境界確認 (第28条～第34条) .....	11
第2節 境界測量 (第35条～第39条) .....	13
第3節 境界点間測量 (第40条～第41条) .....	14
第4節 面積計算の範囲 (第42条) .....	15
第5節 用地実測図等の作成 (第43条) .....	15
第5章 土地調書等の作成 (第44条) .....	16
第6章 検 証 (第45条) .....	17
様 式 .....	18

# 第1章 総 則

## (適用範囲)

第1条 この用地測量等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、茨城県土木部の所掌する公共事業に必要な土地等の取得等に伴う用地測量及び権利調査（以下「用地測量等」という。）に係る業務の適正な執行を期するため、茨城県建設工事等施工手続及び監督規定（平成8年7月25日茨城県訓令第23号）第84条第2項に規定する設計業務委託契約書（以下「委託契約書」という。）第1条に定める共通仕様書として、用地測量等の実施に当たり必要な細目を定めるものとする。

- 2 用地測量は、この共通仕様書に定めのない事項については、国土交通省公共測量作業規定（平成14年3月20日付、国国地発第406号）に基づき行うものとする。
- 3 権利調査は、調査区域内の土地登記簿及び建物登記簿、地図並びに土地、建物に関する権利者等の調査を行うものとする。
- 4 特記仕様書は、共通仕様書に優先する。

## (用語の定義)

第2条 この共通仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 調査区域とは、用地測量等を行う区域であって、別途図面等で指示する範囲をいう。
- (2) 地図とは、不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条又は不動産登記法施行規則の一部を改正する等の省令（平成17年2月18日法務省令第18号）より廃止された土地台帳法施行細則（昭和25年法務府令第88号）第2条1項の規定により、管轄登記所に備えられた地図をいう。
- (3) 権利者とは、調査区域内に存する土地、建物等に関して、所有権その他の権利を有する者をいう。
- (4) 監督員とは、委託契約書第8条に定める者をいう。
- (5) 検査員とは、委託契約書第30条第2項に定める完了検査（以下「完了検査」という。）において、検査を実施する者をいう。
- (6) 管理技術者とは、次のア又はイに該当する者で委託契約書第9条に定める者をいう。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第48条に規程する測量士

イ 細目アの者と同等の知識及び能力を有すると委託者が認めた者

(7) 基準とは、茨城県施行の公共事業に伴う損失補償基準（平成 11 年 3 月 31 日 茨城県訓令 5 号）をいう。

(8) 細則とは、茨城県施行の公共事業に伴う損失補償基準細則（平成 11 年 3 月 31 日 付用第 177 号）をいう。

### **（施行上の義務及び心得）**

第 3 条 受託者は、用地測量等の実施に当たり、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 用地測量等で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容を、他に漏らしてはならない。
- (2) 用地測量等が、権利者の財産に関するものであること及び補償の基礎となるものであることを十分に理解し、権利者に不信の念を抱かせることなく、正確かつ良心的に行われなければならない。
- (3) 権利者から要望、陳情等があったときは、その趣旨を十分に把握したうえで、速やかに監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

### **（提出書類）**

第 4 条 受託者は、用地測量等の着手に先立ち、次の各号に定める書類を整えて、契約締結後 7 日以内に、監督者を経て委託者に提出しなければならない。

- (1) 業務工程表（様式第 1 号）
- (2) 管理技術者選任通知書（様式第 2 号）
- (3) 従事者名簿（様式第 3 号）
- (4) その他委託者が必要と認める書類

2 受託者は、用地測量等が完了したときは、次の各号に定める書類を整えて、速やかに、監督員を経て委託者に提出しなければならない。

- (1) 業務完了通知書（様式第 4 号）
- (2) その他委託者が必要と認める書類

### **（貸与物品等）**

第 5 条 委託者は、その管理する図面、書類その他の物品等のうち、用地測量等の実施に当たり必要と認められるものを、受託者に貸与物品として引き渡すものとする。

2 貸与物品は、その品名及び数量を特記仕様書に掲げるものとし、その引渡は、貸与物品引渡通知書（様式第 5 号）を添付して行うものとする。

- 3 受託者は、貸与物品の引渡しを受けたときは、貸与物品受領書(様式第6号)を作成し、直ちに監督員に提出しなければならない。
- 4 受託者は、用地測量等が完了したときは、貸与物品に貸与物品返納書(様式第7号)を添付して、完了後5日以内に、監督員を経て委託者に返納しなければならない。

#### (実施計画の協議及び実施状況の報告)

- 第6条 受託者は、調査区域内の土地の地形、利用状況、植生の状況を把握し、作業の方法、使用する主要な機器、要員、日程について、適切に定めた実施計画を作成したうえで、管理技術者立会いのもと、監督員とその内容を協議し、その指示を受けなければならない。この場合に、監督員又は受託者のいずれかが特に必要と認める事項については、書面(様式第8号)により記録するものとする。
- 2 受託者は、必要に応じて、監督員に業務の実施状況を報告しなければならない。

#### (監督員の審査)

- 第7条 受託者は、監督員が用地測量等の実施状況について審査を行うときは、それに応じなければならない。
- 2 受託者は、監督員が前提の審査を行うときは、管理技術者を立ち合わせなければならない。

#### (成果品の部分提出等)

- 第8条 受託者は、用地測量の実施期間中であっても、監督員が、精度管理等のために、特に必要と認めて成果品の一部又は全部の提出を求めるときは、これに応じなければならない。
- 2 受託者は、監督員が前提の成果品について審査を行うときは、管理技術者を立ち合わせなければならない。

#### (成果品の提出)

- 第9条 受託者は、別記1成果品一覧表に掲げる成果品のうち、特記仕様書に掲げるものを提出しなければならない。この場合に、測量手簿、計算書等は、実際に使用した原簿を提出しなければならない。
- 2 受託者は、前項の成果品を種類別に、容易に取りはずすことが可能な方法により編綴し、目次を付したうえで、それぞれ表紙に年度、委託業務、箇所(地区)名、業務の名称、受託者名等を記載しなければならない。

#### (完了検査)

- 第10条 受託者は、検査員が用地測量等の完了検査を行うときは、管理技術者を立

ち会わせなければならない。

- 2 受託者は、検査員が、前項の完了検査において、必要な資料の提出、修補、その他の処置等を指示したときは、速やかにその指示に従わなければならない。

### (疑義)

第11条 受託者は、用地測量等の実施に当たり、共通仕様書その他の事項について疑義が生じたときは、管理技術者立会いのもと、監督員とこれを協議しなければならない。この場合に、監督員又は受託者のいずれかが特に必要と認める事項については、書面(様式8号)により記録するものとする。

## 第2章 用地測量等の基本事項

### 第1節 業務従事者の資格

#### (業務従事者の資格)

第12条 受託者は、用地測量等の実施に当たり、管理技術者の管理のもとに業務に従事する者(補助者を除く。)として、その業務内容に応じて、それぞれ次の各号に定める者を充てなければならない。

- (1) 用地測量については、測量法第48条に規定する測量士又は測量士補とする。
- (2) 権利調査及び土地調書の作成については、その業務に十分な知識と能力を有する者とする。

### 第2節 準備

#### (身分証明書の携帯等)

第13条 受託者は、用地測量等の着手に先立ち、委託者から第4条第1項第3号に定める従事者名簿に記載した従事者の身分証明書(様式第9号)(以下「身分証明書」という。)の交付を受けて、当該従事者が業務を行うときに、これを携帯させなければならない。

- 2 従事者は、権利者等から請求のあるときは、身分証明書を提示しなければならない。
- 3 受託者は、用地測量等が完了したときは、速やかに、身分証明書を監督員を経て委託者に返納しなければならない。

#### (現地踏査)

第14条 受託者は、用地測量等の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域

の状況、土地及び土地に定着する物件の概況を把握しなければならない。

#### (立入りの同意等)

第15条 受託者は、用地測量等の着手に先立ち、調査区域の土地等を占有する権利者から、用地測量等のために当該土地等に立ち入ることについて、あらかじめ同意を得なければならない。

2 受託者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日時を、同意が得られないものにあつては理由を付してその旨を、速やかに監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

#### (障害物の伐除)

第16条 受託者は、障害物を伐除しなければ用地測量等が困難と認められるときは、速やかに監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

2 受託者は、前項の監督者の指示により障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書(様式第10号)を作成して、速やかに監督員に提出しなければならない。

### 第3節 数量等の処理

#### (面積計算の方法及び計算数値の取扱い)

第17条 用地測量の面積計算の方法は、座標法によるものとする。

2 用地測量に係る計算数値の表示単位及び桁数の取扱いは、原則として、前項の面積計算の方法に応じて、次の表に定めるところによる。この場合に、端数の処理は、長さ・面積ともに切捨てとする。

項目	表示単位	桁数
長さ	メートル	小数点以下3桁
面積	平方メートル	小数点以下6桁

### 第4節 精度管理

#### (精度管理)

第18条 精度管理とは、権利者に対する適正かつ公平な補償の実現を図るために、「基準」及び「細則」の適合性及び補償の具体的妥当性について、委託者が受託者とは別に第三者の判断を得ることをいう。

#### (精度管理による成果品の修補等)

第19条 受託者は、第9条の成果品の提出に先立ち、監督員が精度管理のために成

- 果品の一部または全部の仮提出を求めるときは、これに応じなければならない。
- 2 受託者は、前項の仮提出した成果品について、監督員から質問等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えなければならない。
  - 3 受託者は、第1項の仮提出した成果品について、監督員から再検討又は修補の指示があったときは、速やかにこれに応じなければならない。

#### (精度管理対象外の成果品の修補等)

第20条 受託者は、精度管理対象外の成果品について、前条第3項で受けた指示事項に類似の事項があるときは、速やかに、これを再検討又は修補しなければならない。

## 第3章 権利調査

### 第1節 調 査

#### (地図の転写)

第21条 受託者は、調査区域内の土地について当該土地の所有地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所(以下「管轄登記所」という。)において、次の各号に定める方法により、当該土地に関する地図を転写しなければならない。ただし、地図の転写が困難な場合は、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 地図の着色に従って着色する。
- (2) 方位、縮尺、精度区分、図面番号、市町村名、大字名、字名(隣接字名を含む。)及び地番を記載する。
- (3) 管轄登記所名、調査年月日、測図年月日、転写年月日及び転写者名を記載する。

#### (土地登記簿の調査)

第22条 受託者は、調査区域内の土地について、管轄登記所の土地登記簿により次の各号に定める調査を行わなければならない。

- (1) 土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
- (2) 地目及び地積
- (3) 登記名義人の住所及び氏名又は名称、登記年月日及び登記原因
- (4) 共有地については、共有者の持分
- (5) 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、権利登記名義人の住所



- 及び氏名又は名称、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- (6) 仮登記又は予告登記があるときは、その内容
  - (7) 仮差押、仮処分、買戻しの特約その他登記簿に記載されている事項で必要と認められる事項

#### **(建物登記簿の調査)**

第23条 受託者は、調査区域内の建物について、管轄登記所の建物登記簿により次の各号に定める調査を行い、建物登記簿等調査表(様式第11号)を作成しなければならない。

- (1) 建物の所在地及び家屋番号並びに主家、付属の別
- (2) 建物の種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付
- (3) 登記名義人の住所及び氏名又は名称
- (4) 共有建物については、共有者の持分
- (5) 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、権利登記名義人の住所及び氏名又は名称、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- (6) 仮登記又は予告登記があるときは、その内容
- (7) 仮差押、仮処分、買戻しの特約その他登記簿に記載されている事項で必要と認められる事項

#### **(地積測量図等の転写)**

第24条 受託者は、調査区域内の土地について、管轄登記所の土地図面綴込帳に地積測量図がある場合、建物図面綴込帳に建物図面がある場合は、これを転写しなければならない。

- 2 地積測量図等転写図には、管轄登記所名、転写年月日及び転写者名を記載すること。
- 3 地積測量図と現地に不突合がある場合は、監督員に報告しその指示に従わなければならない。

#### **(権利者の確認調査)**

第25条 受託者は委託者から貸与された下記の資料等を基に調査を行い、権利者調査表(様式第12号)を作成するものとし、権利者に相続が発生しているときは、その経過を明らかにする系統図を作成しなければならない。

- (1) 戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等
  - (2) 商業登記簿、法人登記簿
- 2 権利者が法人以外であるときの調査は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 権利者の氏名、住所及び生年月日
  - (2) 権利者が未成年者、成年被後見人等であるときは、その法定代理人等の氏名及び住所
  - (3) 権利者が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所
  - (4) その他必要と認める事項
- 3 権利者が法人であるときの調査は、次の各号に掲げる事項とする。
- (1) 法人の名称及び主たる事務所の所在地
  - (2) 法人を代表する者の氏名及び住所
  - (3) 法人が破産法（平成16年法律第75号）による破産宣告を受けているとき等の場合にあつては、破産管財人等の氏名及び住所
  - (4) その他必要と認める事項
- 4 受託者は、これらの調査を行う場合に、戸籍等の交付申請書を作成し、委託者に提出する。委託者は申請及び証拠書（戸籍簿等の写等）の受領を行い、当該書類を受託者に貸与するものとする。
- 5 受託者は、相続人が不明等の理由により権利者の確認が困難なものがある場合は、監督員に報告しその指示に従わなければならない。
- この場合において、権利者の確認が未確定のまま調査を終了することになった場合は、各成果品における権利者名は亡〇〇と記載するものとする。

## 第2節 用地整理台帳等の作成

### （地図の作成）

第26条 受託者は、第21条及び第22条に定める調査が完了したときは、転写地図各葉を複写して連続させた地図を作成し、その地図に土地所有者名及び工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線を記入するとともに、管轄登記所名及び転写を行った者の記名押印を行うものとする。

### （用地整理台帳の作成）

第27条 受託者は、第21条及び第22条に定める調査が完了したときは、調査事項を用地整理台帳（様式第13号その1、その2）に記載しなければならない。この場合に、用地整理台帳の編綴は、町名及び字ごとの地番順に行うものとする。

# 第4章 用地測量

## 第1節 境界確認

### (公共物管理者等との打ち合せ)

第28条 受託者は、調査区域内に公共物管理者等が管理する土地が存するときは、監督員の指示に基づき、公共用地境界確定(境界確認を含む。以下同じ。)の方法について、当該管理者等と打ち合せを行わなければならない。

### (資料の作成及び立会い)

第29条 受託者は、前条の打ち合せの結果を監督員に報告し、その指示に基づき、公共用地境界確定のための手続き、又は地形測量、縦横断測量に必要となる資料の収集及び作成を行わなければならない。

2 受託者は、公共物管理者等が現地において、公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助しなければならない。

3 受託者は、前条の打ち合せの結果第26条により作成した転写連続図その他資料を基に地形測量等を行うことによって、公共物管理者等が公共用地境界確定とみなした場合には、これに必要な作業を行わなければならない。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第34条第2項に準じた同意を取りつけるものとする。

### (境界確定後の図書の作成)

第30条 受託者は、前条の境界確定作業が完了したときは、速やかにその確定した公共用地境界の図面等の作成を行わなければならない。

### (復元測量)

第31条 受託者は、境界杭が亡失している等の状況においては、境界点について管轄法務局備付の14条(旧17条)地図、地積測量図、他参考資料により復元測量を行うものとする。

### (境界立会い)

第32条 受託者は、調査区域内の民有地等について、第33条に定める土地の境界の確認を行うために立会いが必要と認められる所有権、借地権、地上権等の立会人名簿(様式第14号)を、第22条及び25条に定める調査の結果に基づき作成しなければならない。

2 受託者は、前項に定める立会人名簿の作成が完了したときは、監督員と立会い

の日時、具体的な作業手順等について協議し、その指示によって立会いの準備を行わなければならない。

#### (境界立会いの範囲)

第33条 受託者は、調査区域内の土地について、次の各号に定める境界が確認できる範囲の立会いを行わなければならない。

- (1) 一筆の土地境界。
- (2) 一筆の土地であっても、所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利の対象となる部分の境界。
- (3) 一筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、現況の地目ごとの境界。この場合の現況地目は、不動産登記事務取扱手続準則に定める地目の区分によるものとする。ただし、一部分がかけ地で通常の用途に供することができないと認められるときは、その部分を境界とする。

#### (境界点の確認)

第34条 受託者は、前条に定める境界立会いの範囲について、次の各号により各境界点の確認を行わなければならない。

- (1) 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得ること。
  - (2) 境界点が表示されていないため、分筆登記嘱託に必要な図面を作成するうえで、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業にあつては、いずれの側にも片寄ることなく、中立の立場で行うものとする。
  - (3) 前2号に定める作業によって表示した境界点で、関連する権利者全員の同意が得られたときは、原則として赤色のペイントで着色したプラスチック杭(木杭は不可。以下同じ。)又は金属鋸(頭部径15mm。以下同じ。)等容易に移動できない標識を設置するものとする。ただし、境界石標等永久標が埋設されていてその必要がないものはこの限りではない。
- 2 受託者は、前項に定める境界点の確認が完了したときは、関連する権利者全員から土地境界立会確認書(様式第15号その1、その2)に確認のための署名押印を求めなければならない。
- 3 受託者は、第1項に定める境界の確認において、次の各号の一に該当する事態が生じたときは、その事由等を監督員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。
- (1) 関連する権利者全員の同意が得られないとき。

- (2) 関連する権利者の一部が立会いを拒否したとき。
- (3) 必要な境界点を確定するために調査区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき。

## 第2節 境界測量

### (用地測量の基準点)

第35条 受託者は、用地測量に使用する基準点について当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途監督員が指示する基準点測量の成果(基準点網図、測量座標値等)を基に検測して使用しなければならない。

- 2 受託者は、前項に定める基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには、監督員と協議しなければならない。
- 3 受託者は、第1項に定める基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について監督員と協議し、その指示を受けなければならない。

### (補助基準点の設置)

第36条 受託者は、第29及び第30条の基づき確定した公共用地並びに第33条及び第34条に基づき確定した民有地の境界点を観測するために必要となる補助基準点を4級基準点以上の基準点から設置しなければならない。補助基準点は、基準点から辺長100m以内、節点は1点以内の開放多角測量により設置する。この場合の精度は、4級基準点に準ずるものとする。

### (境界測量)

第37条 受託者は、各境界点の測量に当たり、数値法(トータルステーション)によって行うものとし、基準点から放射法により、各境界点を測量しなければならない。

- 2 受託者は、数値法(トータルステーション)による観測及び測定は、次の方法により行わなければならない。

観測・測定の方法		
水平角観測	設定単位	20秒位
	対回数	0.5
	指標に合う水平目盛盤の目盛	任意の目盛

距離 測定	測定の種類	光波測距儀	鋼巻き尺
	読定単位	mm 単位	mm 単位
	セット数	2	1
	較差	(セット間) 5mm以内 (1視準2測定を1セットとする)	(往復) 5mm以内 (2測定1往復を1セットとする)

3 受託者は、前項に基づき各境界点を観測し、各境界点間の距離を測定しなければならない。

#### (現況測量)

第38条 受託者は、境界測量を行った後に、用地平面図の作成に必要な主要な建物等の位置を併せて観測しなければならない。この場合、数値法（トータルステーション）によるものとする。

#### (用地境界仮杭の設置)

第39条 受託者は、境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づき用地境界仮杭の設置を各号により行わなければならない。

- (1) 設置位置の確定は、前条第2項に準ずるものとする。
- (2) 原則として関連する権利者の立会いのうえ行う。
- (3) 用地境界仮杭は、プラスチック杭又は金属鋲とし、原則として黄色のペイントで着色する。

2 受託者は、建物等の支障物件が存することにより、前項に定める用地境界仮杭の設置が困難なときは、その事由等を監督員に報告しなければならない。なお、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは、当該権利者に内容を充分理解させたうえで、用地境界仮杭と控杭の関係図を作成するものとする。

## 第3節 境界点間測量

#### (境界点間測量)

第40条 受託者は、次の各号の測量が終了した時点で、境界測量等において隣接する境界点間の距離を測定して精度を確認する作業を行わなければならない。

- (1) 境界測量
- (2) 用地境界仮杭設置
- (3) 用地境界杭設置

### (測量の方法)

第41条 境界点間測量は、隣接する境界点間又は境界点と用地境界点(用地境界杭を設置した点)との距離を全辺について現地で測定し、境界点間距離の計算値と測定値の較差を求める方法により境界点間測量を行う。なお、比較差の許容範囲は次表のとおりとする。

距離	20m未満	20m以上	摘要
平地	10mm	$S/2,000$	Sは点間距離の計算値
山地	20mm	$S/1,000$	

- 境界点間の距離が測定できない場合は、座標値決定に用いた既知点以外の既知点から別に求めた座標値の較差、又はトータルステーションの対辺測定機能を用いて条件点間距離を測定し、その較差により確認する。
- 前項による測定も困難な場合には、監督員の承諾を得たうえで、境界測量の工程で4級基準点又は補助基準点からの境界点の観測を2回行い、その計算値の較差を確認することで境界点間測量に代えることができるものとする。

## 第4節 面積計算の範囲

### (面積計算の範囲)

第42条 面積計算の範囲は、第33条に定める土地を単位とし、次の各号により行うものとする。

- 土地のすべてが「用地取得等の区域」の内に存するときは、その面積。
- 分筆しようとする全部の土地の面積。(用地取得地及び残地)
- その他監督員が、必要と認めるもの。

## 第5節 用地実測図等の作成

### (用地実測図等の作成)

第43条 受託者は、用地実測図等の作成に当たり、次の各号により行うものとする。

- 用地実測図原図は、境界・現況測量により得られた成果に基づき、原則として次の事項を表示する。
  - 基準点、境界点(官民、所有権、借地、地上権等の境界点)及び境界線

- イ 面積計算表
  - ウ 各筆の地番、地目(公簿及び現況)、権利の種類及び権利者の氏名
  - エ 境界辺長
  - オ 筆界点の座標値
  - カ 隣接地の地番及び境界の方向線
  - キ 基準座標系名
  - ク 用地取得線
  - ケ 図面の名称、配置、方位、縮尺、測量完成年月日、測量計画機関名称、作業機関名称及び土地測量に従事した者の記名押印
  - コ 市町村、大字及び字の名称並びにそれらの境界線
  - サ 用地幅杭点及び用地境界点の位置
  - シ 用地取得面積及び残地面積
  - ス その他指示された事項
- (2) 用地平面図には、次の項目を表示する。
- ア 基準点、境界点(官民、所有権、借地、地上権等の境界点)及び境界線
  - イ 各筆の地番、地目(公簿及び現況)、権利者の種類及び権利者の氏名
  - ウ 基準座標系名
  - エ 用地幅杭点及び用地境界点の位置並びに用地取得線
  - オ 行政界、市町村名及び大字及び字名又は町丁名
  - カ 建物及び工作物
  - キ 道路名及び水路名
  - ク 図面の名称、配置、縮尺、方位、座標線
  - ケ 測量年月日、計画機関名及び作業機関名
  - コ その他指示された事項

## 第5章 土地調書等の作成

### (土地調書等の作成)

- 第44条 受託者は、第3章及び第4章に定める業務成果品により、土地調書(様式第16号その1、その2)を電子媒体で作成するものとする。
- 2 受託者は、調査区域内の土地について、分筆又は地積の更正を必要とするときは、別記2地積測量図等作成要領に基づき地積測量図及び土地地形図を作成するものとする。



## 第6章 検 証

### (検証)

第45条 受託者は、受託に係る業務がすべてに完了したときは、各成果品について十分な検証(受託者が、受託に係る業務の成果品の瑕疵を防止するため、当該成果品を委託者に提出する前に、委託者の指示に従った成果品が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。)を行わなければならない。

2 前項に定める検証は、管理技術者が行うものとし、第9条第1項に定める成果品のうち、地図の転写及び用地実測図原図については各葉ごとに、その他については表紙の裏面に、その資格及び氏名を記載し押印するものとする。

## 成 果 品 一 覧 表

1. 各成果品の提出部数は、土地調書は2部、他は1部とする。  
 2. 成果品の一覧は次のとおりとする。ただし、提出する成果品は、特記仕様書で指示するものとする。

業 務 区 分	成 果 品 の 名 称	規 格 等	備 考
地図の転写	転 写 図	長期保存に耐える用紙	幅杭が打ってある場合においては、赤色をもって買収線を記載する。
	地図の連続図		複写したもの。位置関係を整合させた連続図。
土地建物登記簿の調査	建物登記簿等調査表	様式第11号 A4	登記簿に記載されている事項を証明する書面又は写真を必要とする場合は、特記仕様書で指示する。
	権利者調査表	様式第12号 A4	
	用地整理台帳	様式第13号の1,2 A4	
土地の測量	用地実測図(原図)	ポリエステルシート #300 0.9m × 20m	辺長に関する数字を入れて作成する。
	用地平面図	ポリエステルシート #300 0.9m × 20m	本規格によりがたい場合は、特記仕様書で指示する。
	基準点成果表		
	基準点網図	A全版	
	観測手簿	A4	すみ入れ不要
	計算書		
	基準点精度管理表	A4	
	点の記		点の数は特記仕様書で指示する。
	立会人名簿	様式第14号 A4	
	土地境界立会確認書	様式第15号の1,2 A3	
	境界点成果書	A4	境界点(座標)には、適宜符号を付し、略図を記載するものとする。
	現況測量計算書		
	基準点一覧表 (使用部分)		
	境界測量観測手簿		
	境界測量精度管理表		
	用地境界仮杭 設置箇所表示図		
	面積計算書		
	面積計算集計表	様式第17号 A4	
	土地調書	様式第16号の1,2 A4	
	土地地形図		不動産登記法規則第74条第3項別記第1号様式による。
	地積測量図		不動産登記法規則第74条第3項別記第1号様式による。
	復元箇所位置図		写真含む。
	復元箇所座標 又は観測手簿		
	永久境界埋設位置図		写真含む。
	永久境界埋設位置座標		幅杭一覧表

## 地積測量図等作成要領

1 地積測量図等の作成にあたっては、次表により行うものとする。

区 分	作 成 方 法
地積測量図	<p>(1) 共通仕様書第43条の用地実測図等に基づき1筆ごとに正本1部及び写し2部を作成すること。</p> <p>(2) 不動産登記法規則第74条第3項別記1号の様式により、日本工業規格B列4番の強靱な用紙を用いて作成すること。</p> <p>(3) 縮尺は監督員の指示による場合を除き、通常1:250により作成する。</p> <p>(4) 地番区域の名称、方位、縮尺、地番（隣接地の地番を含む）、地積及びその求積方法、筆界点間の距離、筆界点の座標値を記載すること。</p> <p>(5) 土地の筆界に境界標があるときは、これを記載すること。</p> <p>(6) 土地の筆界に境界標がないときは、その土地の位置関係を明らかにするため、境界点について、適宜、恒久的地物からの距離、角度、その他監督員の指示する事項を記載すること。</p> <p>(7) 0.2ミリメートル以下の細線により図形を鮮明に表示すること。</p>
土地地形図	<p>(1) 共通仕様書第26条の地図に基づき1筆ごとに正本1部及び写し2部を作成すること。</p> <p>(2) 不動産登記法規則第74条第3項別記1号の様式により、日本工業規格B列4番の強靱な用紙を用いて製作すること。</p> <p>(3) 方位、形状及び隣地の地番を記載すること。</p> <p>(4) 0.2ミリメートル以下の細線により図形を鮮明に表示すること。</p>

## 業 務 工 程 表

業務番号 業務名	第 号 業務				履行期間 業務委託料	年 月 日から 年 月 日まで 円			受託者	住所 商号又は名称 氏名 印				
						月	月	月		月	月	月	月	月
項 目	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20

(注) 1 工程は黒棒線で記入すること。  
 2 変更工程表の作成にあたっては、変更前を上段朱棒線、変更後は下段黒棒線で記入すること。

## 管理技術者選(改)任通知書

年 月 日			
殿			
受託者		住 所	
		商号又は名称	
		氏 名	
印			
業務番号及び 業 務 名	第 号 業務		
契約年月日	年 月 日	履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
区 分	管理技術者		
住 所 又 は 居 所	TEL		
氏 名 及 び 生 年 月 日	M T S 年 月 日		
最 終 学 歴			
業務に必要な 免 許 ・ 資 格			
経 験 年 数	年		

様式第3号

## 従 事 者 名 簿

工事番号

業務箇所

期 間                                  年    月    日から                  年    月    日まで

下記の者は、設計業務等委託契約に基づき、用地測量等に従事する者である。

氏 名	住 所	資 格	経 験 年 数

年    月    日

殿

住 所

商 号

氏 名

印

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

# 業 務 完 了 通 知 書

年 月 日	
殿	
受託者	住 所 商号又は名称 氏 名
印	
業務番号及び 業 務 名	第 号 業務
契約年月日	年 月 日
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
業務委託料	円
完了年月日	年 月 日

## 貸与物品引渡通知書

年 月 日

受託者 住 所

氏 名 殿

委託者

印

下記のとおり貸与物品を引き渡します。

業務名				契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。



# 貸 与 物 品 受 領 書

年 月 日

委託者 住 所

氏 名

殿

受託者 住 所

商 号

氏 名

印

下記のとおり貸与物品を受領しました。

業 務 名				契約年月日	年 月 日	
品 名	規 格	単 位	数 量			備 考
			今回まで	今回	累計	
						月 日から 月 日まで の今回受領分

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

# 貸 与 物 品 返 納 書

年 月 日

委託者 殿

受託者 住 所  
商 号  
氏 名  
管理技術者

印  
印

下記のとおり貸与物品を使用残を返納します。

業務名		契約年月日	年 月 日	
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

協 議 書						
事 項						
項目				発議年月日	監督員	管理技術者
指 示	協 議	承 諾	報 告	年 月 日		
				受理年月日	監督員	管理技術者
				年 月 日		
項 目	上記について 承 諾 不承諾 受 領			年月日	監督員	管理技術者
				年 月 日		
(理 由)						

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

表 面

第	号	<b>身 分 証 明 書</b>			
受託者	住 所				
	商 号				
従事者	氏 名				
上記の者は、設計業務等委託契約に基づき、 <span style="float: right;">を行</span> う者であることを証明する。					
有効期限	自	年	月	日	
	至	年	月	日	
発行日		年	月	日	
発行者	住 所				
	氏 名				印

裏 面

1. 本書は、公印、日付のないものは無効とする。
2. 有効期限を経過したとき、又は設計業務契約が解除されたとき等不要となったときはただちに返納すること。
3. 職、氏名に変更があったとき、又は受託者の住所、氏名に変更があったときは、すみやかに記載事項の変更をうけること。
4. 本書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

## 障 害 物 伐 除 報 告 書

年 月 日

委託者

殿

受託者 住 所  
商 号  
氏 名

印

用地測量等を行うにあたり、障害となる物件について、下記のとおり伐除を行ったので、用地測量共通仕様書第 16 条第 2 項の規定によって、報告します。

事業の種類			
伐除の目的			
伐除の時期又は期間			
障害物の所在する地点  <div style="display: flex; justify-content: space-around; text-align: center;"> <span>市</span> <span>町</span> <span>大字</span> <span>字</span> <span>番</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; text-align: center;"> <span>群</span> <span>村</span> </div>			
障害物の種類	数	種 類	数 量
	量		
伐除の方法及び範囲			
障害物の所有者  住 所 氏 名			
障害物の占有者  住 所 氏 名			

備 考

- 1 「障害物の所在する地点」は少なくとも地番を記入すること。ただし、地番記入が困難なときには、適当な縮尺の平面図を添付すること。
  - 2 「障害物の種類及び数量」は、その概数を簡明に記載すること。
- (注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判縦とする。

## 建物登記簿調査表

調 査 年月日		調 査 者		整 理 番 号	
------------	--	-------	--	------------	--

1. 建物登記簿調査						
所 在 地	都 市 区 町 大字 字 番地 県 郡 村					
所 有 者	住所又は所在地				生 年 月 日	
	氏名又は法人・代表者名					
家屋番号	主家・附属の別	種 類	構 造	床 面 積	建 築	備 考
所有権以外の権利者に関する事項及び仮登記簿等の事項				法定代理人等		
2. 立木登記簿及びその他の登記簿調査						

用紙の大きさはA4判とする。

## 権 利 者 調 査 表

調 査 年月日		調 査 者		整 理 番 号	
------------	--	-------	--	------------	--

土地に関する権利者 (被相続人又は法人)	住 所 在 地	法定代理人又は保証人の住所及び氏名			住 所			
	氏名又は名称 生年月日				氏 名			
	本 籍 地	法人を代表する者の住所及び氏名			住 所			
	相続年月日				氏 名			
相続人の氏名	生年月日 死亡年月日	被相続人との続柄	住 所	本 籍	相続分	摘 要	符 号	

(注) 1 「摘要」の欄には相続放棄、相続欠格などを記入のこと。

2 相続系譜は別紙に作成すること。

用紙の大きさはA4判とする。

## 用地整理台帳（一覽）

整理 番号	表 題 部				甲 区		乙区	備考	A 公図混乱の有無 B 登記名義人の死亡
	所 在	地 番	地 目	地積㎡	所 有 者	住 所	有無		

(A列4ヨコ)



## 用地整理台帳（個人）

整理 番号															
登記簿調査(表題部・甲区)	所 在	市 町 郡 村				登記簿調査(乙区・その他)	権利者 氏 名		現 地 調 査	内 訳	地目	地積	単価	金額	
		大字 字					住所					m <sup>2</sup>	円	円	
		番地					権利 の種 類・ 内容 等								
	地目		地積	m <sup>2</sup>											
	登記年月日		年 月 日 受付第		号					計					
	原 因		年 月 日・売・相・贈・他( )								買収面積	m <sup>2</sup>			
	登 記 人	住所			共 有 持 分					残地面積		m <sup>2</sup>			
		氏名													
	分筆の有無			有・無	最終枝号										
	分 筆	買 収 地	本番の		m <sup>2</sup>		土 地 所 有 者	本籍		市 町 大字 番地				記 事	
				市 町 大字 番地											
残 地		本番の		m <sup>2</sup>	住所	市 町 大字 番地									
						市 町 大字 番地									
					氏名										
登 記 簿 調 査	調 査 者	現 地 調 査	調 査 者	売 買 契 約	担 当 者	登 記 済	担 当 者	補 償 金 支 払	担 当 者						
年 月 日	印	年 月 日	印	年 月 日	印	年 月 日	印	年 月 日	印						

(A列4ヨコ)

- 注 1 登記年月日は、最終所有権登記年月日を記載すること。
- 2 登記原因のうち、「売」は売買、「相」は相続、「贈」は贈与であり、これ以外は( )内に記載すること。
- 3 共有地の場合で、共有者が多数であるときは、共有者及びその持分を別紙に記載し添付のこと。
- 4 抵当権について、その物件が共同担保である場合は、共同担保目録及び受付番号を別紙に記載し添付すること。
- 5 仮登記・予告登記・仮差押・仮処分・買戻の特約・その他登記簿に記載されている事項で必要と認められるものは、記事欄に記載すること。

## 立 会 人 名 簿

境界確認又は立ち会いを要する土地の表示					土地所有者、関係人又は立会人		土地所有者 との関係	摘 要
市町村	大 字	字	地 番	地 目	住 所	氏 名		

(A列 4 ヨコ)

## 土地境界立会確認書(囑託用)

郡・市

町・村

境界確認又は立ち会いを要する土地の表示					土地所有者、関係人又は立会人								
大字	字	地番	地目	地積	所有者住所	氏名	立会年月日	立会者住所	氏名	土地所有者との関係	印	摘	要

本立会確認書のとおり立会の実態を確認し、測量したものであることを証明します。

年 月 日

立会担当者     茨城県     土木事務所     課     捕職名     氏     名     印  
 測 量 者     ○ ○ ○ ○   事務所     測量士     氏     名     実印

- ※①この確認書と筆界を明らかにした図面を合綴し、立会人の契印をする。
- ②測量者の印鑑証明書を添付する。但し、測量者が土地家屋調査士の場合は、職印をもって実印に代える。
- ③囑託する土地と隣接する土地の別を摘要欄に記入すること。

### 土地境界立会確認書(囑託用)

大字	字	地番	地目	地積	所有者住所	氏名	立会年月日	立会者住所	氏名	土地所有者との関係	印	摘要
							・ ・					
							・ ・					
							・ ・					
							・ ・					
							・ ・					
							・ ・					
							・ ・					
							・ ・					
							・ ・					
							・ ・					
							・ ・					
							・ ・					
							・ ・					
							・ ・					
							・ ・					
							・ ・					
							・ ・					
							・ ・					
							・ ・					
							・ ・					
							・ ・					

## 土 地 調 書

が施行する 工事のため必要な土地  
について、下記のとおり調書を作成する。

年 月 日

事務所長 ⑩

調査責任者氏名 ⑩

下記記載事項に誤りが無いことを確認する。

土地所有者住所

氏名又は名称 ⑩

関係者住所

氏名又は名称 ⑩

記

郡 町  
市 区 村 地内

大字	字	地番	公 簿		取得し、又は使用しようとする土地		所有権以外の権利の種類	関係人の氏名	摘要
			地目	面積	現況地目	面積			

(A列4タテ)

# 土 地 調 書

郡 町  
 区 地内  
 市 村

大 字	字	地 番	公 簿		取得し、又は使用しようとする土地		所有権以外の権利の種類	関係人の氏名	摘要
			地 目	面 積	現況地目	面 積			

(A列 4 タテ)

### 面積計算集計表

番号	大字	地番	公募面積(m <sup>2</sup> )	座標面積計算書(m <sup>2</sup> )			実測-公簿	精度区分	許容範囲 (乙 1) ( $0.10+0.044\sqrt{F}$ m <sup>2</sup> )	地域更正 の必要性	備考
				実測	潰地	残地					

(A列 4 ヨコ)